

(様式第2号)

令和2年度第5回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日時	令和2年9月17日(木) 午前9時30分～正午
場所	東館3階 中会議室
出席者	委員 花田 佳明, 武田 重昭 届出者 (1) サービス付高齢者向け住宅(陽光町7番17) 申請者 **氏 設計者 **氏 (2) 共同住宅(楠町32番1) 申請者 **氏 設計者 **氏 事務局 白井都市計画課長, 岡本都市計画課係長, 畑都市計画課主査, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) サービス付高齢者向け住宅(陽光町7番17)

(イ) 共同住宅(楠町32番1)

イ その他

(3) 閉会

2 審議経過

(1) サービス付高齢者向け住宅(陽光町7番17)

令和2年9月7日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 建築物に附属する駐車場, 駐輪場, ゴミ置き場, 設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし, やむを得ず公共空間から見通せる位置に配置する場合は, 植栽及び目隠し壁等による修景に努めること。
ただし, 目隠し壁等については, 建築物との一体感, 前面道路への圧迫感等にも配慮し, 高さ, 透過率, 材料, 形状等を十分に検討すること。
- ・ 周辺建築物との関係性を意識しつつ, それら既存建築物に倣うだけでなく, 建築物の色彩, 素材, 規模や植栽計画等において, 地域の手本となるような質の高いデザインを検討すること。

(2) 共同住宅（楠町32番1）

令和2年9月7日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い，主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 建築物の壁面，とりわけ西面と南面については，単調にならないよう壁面の目地や仕上げの変化，スリット窓等の開口部の設置，適切な材料の選択等の工夫により表情を作り，スケール感を軽減するとともに，高さや形状において周辺のまちなみに配慮することにより，良好なまちなみ形成に寄与する計画とすること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく，沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから，車路の舗装材選択，植栽の適切な配置，アイストップとなる植栽帯を設けるなど工夫を凝らすこと等により，建築物と一体的にデザインし，緑豊かで連続的な景観形成を図ること。
- ・ 建築物に附属する駐車場，駐輪場，ゴミ置き場，設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし，植栽等による修景に努めること。